第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第1節 概説

健康は人間活動の基盤であり、国民福祉の基礎的要件である。

国民の健康水準は,平均寿命の伸びや青少年の体位の向上などに見られるように著しく改善されてきている。53年の我が国の平均寿命は,男子72.97年,女子78.33年となり,男女とも世界の最高水準に達している。

しかし,人口の老齢化や都市化の進展などに伴って,国民の健康に影響を与える要因は複雑かつ多様化してきており,運動不足や栄養の偏りから高血圧や肥満を招き,また,脳卒中,がん,心臓病等の成人病が増加するなどの問題が生じている。53年の人口動態統計によれば,脳血管疾患,悪性新生物,心疾患による死亡が総死亡の61.0%を占めている。

このような現状にかんがみ,公衆衛生行政も単に従来の行政施策を踏襲するのみではなく,国民生活をめぐる諸事情の変化や健康についての考え方の変化を背景とする国民の保健需要の多様化に対応し,地域に密着した保健サービスを提供するための新たな進展を図る必要がある。こうした状況を踏まえて,次節以下に述べるように公衆衛生行政各分野においてそれぞれ対策を講じているところである。主なところを概説すると次のとおりである。

53年度から厚生省は「総合的な健康づくり対策」を重点施策としてとり上げ、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、積極的に健康の増進を図るための施策を推進しているが、54年度においては、更にきめ細かな施策によって健康づくりの一層の推進を図ることとした。 従来健康診断などの機会に恵まれなかった家庭の主婦や自営業の婦人を対象に53年度から健康診断と生活指導を行っているが、54年度はその対象地区を更に100地区増やし、220地区とする等生涯を通ずる健康管理システムの充実を図るほか、住民生活に密着した保健相談、保健指導等の総合的な対人保健サービスの充実のため、53年度88か所の市町村保健センターを整備し、54年度にはこれを上回る数の整備を行うこととした。 また、健康づくり振興財団及び市町村に設けられた健康づくり推進協議会を通じて、健康づくりの啓もう普及を積極的に行っている。

急性伝染病については,近年,その発生状況,症状,経過等に著しい変化がみられており,54年度において引き続き伝染病情報監視体制の強化を図るほか,ラッサ勲等国際的な特殊感染症対策として高度に安全性を備えた専門的研究検査施設を二年継続事業として整備することとした。

予防接種対策については,51年6月公布された予防接種法の改正及びそれに伴う政省令の改正により健康 被害者救済が制度化されたところであり,54年度においては,予防接種による副反応に係る総合的な研究,健 康被害者に対する救済給付及び保健福祉関係事業の推進を図ることとした。

我が国の死亡順位の上位を占める脳卒中,がん,心臓病等の成人病については,人口の老齢化に伴い,対策の充実が国民保健上の大きな課題となっている。54年度においては,胃がん,子宮がんの早期発見を図るための集団検診事業,循環器疾患の予防のための健康診断事業の強化推進を図るほか久しく行われなかった「悪性新生物実態調査」を13道府県を中心として全国的に実施し,併せてがん対策の今後の進め方についても基本的な見直しを行うこととしている。

精神衛生対策については,54年度においてはアルコール中毒対策に特に重点を置き,アルコール中毒症等の発生予防,再発防止及び社会適応の促進のための酒害予防対策の推進等を図ることとした。

厚生白書(昭和54年版) このほか,難病対策としては,調査研究の推進,患者の自己負担解消のな	
を行い,原爆被爆者対策として,各種手当の額の引上げを行い被爆者の施策の推進が図られた。	福祉医療の向上を図るなと,各分野(

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第2節 国民の栄養及び健康増進 1 国民の栄養改善対策

(1) 国民栄養の現状

国民の栄養状態や健康状態を知るために,厚生省は都道府県の協力を得て,毎年国民栄養調査を実施している。52年度の調査によると第1-1-1表のとおりで,過去10年間の変動(52年/42年)では動物性たん白質,脂肪の増加が目立つ。食品群別摂取量でみたものが第1-1-2表で,米類が減り,肉類,牛乳,油脂等は増加が著しい。

第1-1-1表 栄養摂取量の推移

第1-1-1表 栄養摂取量の推移

(1人1日当たり)

		昭和 42 年 (A)	52 (B)	(B)/(A) \times 100
熱量	kcal	2, 254	2,149	95.3
たん白質	g	76.6	78.8	102.9
(うち動物性)	g	(31.7)	(38.6)	(121.8)
脂肪	g	42.4	53.8	126.9
炭 水 化 物	g	382	326	85.3
カルシウム	mg	529	550	104.0
鉄	mg		13.8	•••
ſΑ	I.U.	1,407	1,810	128.6
В.	mg	1.08	1. 19	110.2
ピタミン B	mg	0.92	1.04	115.6
c	mg	96	124	129.2

資料: 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

第1-1-2表 食品群別摂取量の推移

第1-1-2表 食品群別摂取量の推移

(1人1日当たり)(単位:g)

	42 年 (A)	52 (B)	(B)/(A)×100
(米 類	318.7	234.5	73.6
穀 類 小 麦 類	68.0	92.4	135.9
大麦・雑穀	6.6	1.7	25.6
い も 類	41.2	61.9	150.6
さとう類	19.2	14.0	72.9
菓 子 類	32.4	27.1	83.6
油 脂 類	12.9	17.7	137.2
豆類	74.0	67.7	91.5
緑 黄 色 野 菜	44.0	59.3	134.8
その他の野菜、茸類	154.6	210.9	130.4
果 実 類	82.3	180.9	219.8
海 草 類	6.9	5.0	72.5
調 味 嗒 好 飲 料	107.7	116.4	108.1
魚 介 類	84.0	88.5	105.4
肉 類	34.8	68.4	196.6
卵類	38.9	40.8	104.9
牛 乳	64.7	100.4	155.2
乳 製 品	10.7	6.2	59.8

資料: 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

栄養比率の年次推移を第1-1-3表でみると,穀類からの摂取カロリー比が年々減少していたが,50年には初めて50%を下回り,たん白質では,約半分が動物性たん白質となっている。

第1-1-3表 栄養比率の年次推移

第1-1-3表 栄養比率の年次推移

(単位:%)

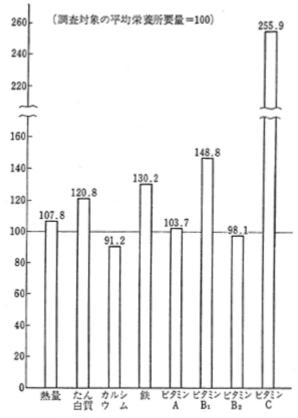
					•	j- jam - 70 /
	32	年	41	47	50	52
数 カロリー比 (競類 カロリー (総 カロリー		70.4	61.0	51.7	49.6	48.6
動物性 (動物性 たん白質比 (定人白質) (定人白質) (定人白質) (たん白質)		34.7	39.2	48.7	48.4	49.0

資料:厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

52年の栄養素摂取量を平均栄養所要量と比較してみると,熱量,たん白質,鉄,ビタミンA,B1,Cは平均栄養所要量を上回っているが,ビタミンB2,カルシウムは若干下回っている(第1-1-1図)。このように国民の栄養状態は微量栄養素などで若干問題を残しているとはいえ,著しく改善されている。

第1-1-1図 栄養素等摂取量と調査対象の平均栄養所要量の比較





資料:厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

栄養状態と関係の深い身体発育状況を第1-1-4表でみると,戦後の体位向上には目ざましいものがある。例えば,この20年間に12歳では身長が男で8.5cm,女では8.6cm伸びており,体重の増加も著しい。

第1-1-4表 身体発育状況(12歳,20歳)

第1-1-4表 身体発育状況 (12歲, 20歲)

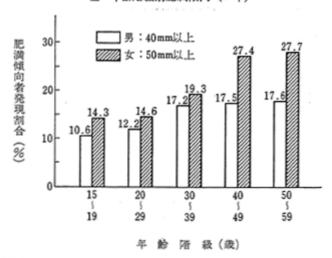
		12 歳 (中学 1 年生)									20 数							
		男				女				男				女				
		身	長	体	重	身	長	体	重	身	長	体	重	身	뜻	体	重	
32	年	1	cm 40. 1		kg 33.6	1	cm 41.3		kg 35.2	1	cm 62.0		kg 55.5	1	cm 51.5		50.	
42		1	45.1		37.8	1	47.3		39.5	1	65.5		57.4	13	53.6		49.	
52		1	48.6		40.1	1	49.9		41.0	1	68.6		57.5	13	56.8		50.	

資料:厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

一方,栄養摂取過剰による肥満傾向の増加が,我が国でも健康上の問題となりつつある。皮下脂肪厚でみたものが第1-1-2図で,各年齢層において10%以上が肥満傾向にあると考えられ,特に40~50歳の女性では30%に達しようとしている。国民栄養調査によれば,皮下脂肪厚と比例して高血圧の割合が増加することが分かっており,動脈硬化や糖尿病の発症と関連することからも肥満は重要な問題となっている。

第1-1-2図 皮下脂肪厚(上腕背部+肩胛骨下部)でみた性・年齢階級別肥満傾向(52年)

第1-1-2図 皮下脂肪厚(上腕背部+肩胛骨下部)でみた 性・年齢階級別肥満傾向(52年)



資料: 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

また,国民栄養調査の期間中に毎朝欠食したものが20~29歳の男では11.8%,女では7.2%もみられている。

これらのことから,我が国の栄養問題が,かつての低栄養問題から過剰栄養,不適正な栄養摂取問題に移ってきたことを踏まえ,今後は各個人に適したきめの細かい指導を行う必要がある。

(2) 栄養改善対策

個人や集団を対象とした栄養指導,集団給食施設の栄養管理指導のために,保健所を中心に栄養指導員が活動している。また,栄養,運動,休養の三つの生活要素の調和のとれた健康指導を行うための保健栄養学級も保健所を中心に開催されている。また,保健所の栄養教室修了者からなる食生活改善推進員が各地で自主的に栄養改善活動を行っている。

近年集団給食施設(1回100食以上又は1日250食以上)の増加により国民の栄養に給食が大きな影響を与えているので,栄養士を配置して栄養管理を行うよう指導している。栄養士配置率は集団給食施設で50.4%でありなお不十分である(第1-1-5表)。

第1-1-5表 給食施設の栄養士設置状況

第1-1-5表 給食施設の栄養士設置状況

(53年)

							樂	田 給	食 施 設	施 設 その他の給食施設					
						施	設	数	栄養士配置率 (%)	施	設	数	栄養士配置率 (%)		
総					数		39,	317	50.4		26,	626	25.9		
学					校		15,	979	48.6		1,	890	16.3		
病					院		4,	289	98.9		3,	433	78.0		
李		1	築		所		8,	264	48.8		5,	408	15.6		
旡	査	福	祉	施	設		7,	662	21.8		11,	399	13.8		
社	슾	福	祉	施	設			997	90.9		1,	591	53.7		
	2		Œ	施	設			89	46. 1			77	31.2		
そ		(D		他		2,	037	56.3		2,	828	22.0		

資料:厚生省報告例

(注) 集団給食施設は、1回100食以上又は1日250食以上を給食するもので、その他の給食施設はそれ以下を給食するものである。

栄養改善法第12条に基づく特殊栄養食品については,大別するとビタミン,ミネラル等を強化した強化食品

厚生白書(昭和54年版)

と,乳幼児用,妊産婦用,病者用の特別の用途に用いる特別用途食品の2種類がある。53年度においては,強化食品121件,特別用途食品37件の標示許可を行った。

また,国民の栄養改善に,管理栄養士,栄養士,調理師の寄与することは大きい。53年末現在で管理栄養士として登録された者1万5,127人,栄養士免許取得者29万9,014人,調理師免許取得者157万7,651人となっている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第2節 国民の栄養及び健康増進 2 健康増進

(1) 健康増進施策の必要性

国民の健康水準は,青少年の体位の向上や平均寿命の伸長にみられるように,著しく向上してきた。しかし一方では,有病率,受療率が上昇し,なかでも,いわゆる成人病の目立った増加は運動不足や栄養の過剰摂取などと関係が深い。また,肥満や貧血などの問題も起きている。これらに共通していることは,その要因がいずれも日常生活と深く関連していることである。そこで,今後は従来の保健活動に加え,科学的な裏付けに立脚した適正な栄養,運動,休養を日常生活の中に取り入れて,健康を自らの手で積極的に保持,増進していくという活動を喚起することが重要である。このため53年度より国民健康づくり運動を推進している。

(2) 国民健康づくり運動

ア 国民健康づくり

国民の健康づくり対策は,地域の実情に応じて住民に密着したきめ細かな施策を進めていくことが必要である。このため53年度から全国の市町村に,健康づくりに関する総合的な方策を審議企画する「市町村健康づくり推進協議会」を設置することとした。53年度は全国市町村の64%(2,079市町村)に設置され,健康づくりの集いや家庭健康教室を開催するなど市町村における健康づくり施策を実施した。

なお,健康づくりを根強く行うためには健康増進の必要性を広く国民一般に啓もうすることが肝要であり,健康づくり振興財団を中心に民間の協力を得て広くPR活動を展開している。

イ 婦人の健康づくり推進事業

女性の有病率,受療率は男性よりも高率であり,特に問題となるのは貧血と肥満である。したがって,53年度には全国30県の各4市町村(計120市町村)において,従来健康診査の機会に恵まれなかった家庭や自営業の婦人を対象に,貧血と肥満のチェックを中心に健康診査を行うと同時に,これらは食生活に起因することから,食生活改善推進員による地区組織活動を助成し,検診後の栄養指導に力点を置くこととした。

(3) 健康増進モデルセンターの整備

国民の健康増進についての助言,指導を行う施設として,47年度から健康増進モデルセンターの整備を進めている。

このセンターは三つの機能を有している。第一の機能は,生活環境調査,医学的検査,体格・体力測定等を行って,総合的に個人の健康度を評価・判定することである。第二の機能は,以上の判定結果に基づき,個人の食生活,運動休養を含めた生活プログラムを作成することである。第三の機能はこの生活プログラムによる献立指導や運動方法等の実践を指導することである。

これらの機能を有するセンターには、その規模によって都道府県立のものと市町村立のものとがあり、現在、 国庫補助対象となったものは12か所である。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第3節 地域保健 1 地域保健の動向

最近,地域保健とか地域医療という用語がよく使われている。これらの用語には,保健医療圏ともいうべきある一定の大きさの地域において,域内の人的及び物的資源の有効活用を図り,また,その将来計画を策定することによって健康増進からリハビリテーションまでの包括医療体制の整備を図ることが国民の健康を守る上で重要であるとの考え方が含まれている。

地域住民の保健需要は,ライフサイクルに応じ,多様化しているが,地域における保健サービスは,保健所を中心に市町村,民間の医療関係者の協力を得て関係行政機関により実施されている。保健サービスのうち住民により身近なところで実施することが適当なもののウェートが漸次増加してきており,このような状況に対応して,53年度から市町村保健センターを整備するとともに,従前の国民健康保険の保健婦を市町村保健婦として配置した。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第3節 地域保健 2 保健所

保健所は,地域における公衆衛生の向上及び増進を図る中心機関であり,都道府県,政令で定める30の主要都市及び東京都の特別区に設置されている。

54年4月現在,その全国総数は852か所であり,人口の過密過疎の進行により管内人口は1万人から60数万人にも及ぶ状況になっている。

保健所の業務の主なものは,結核,急性伝染病,成人病などの疾病予防,母子保健指導,精神衛生の相談指導,歯科衛生,栄養改善,衛生思想の普及,食品衛生,環境保健,旅館・公衆浴場,理美容所等の環境衛生関係業者の監視指導,各種試験検査,衛生統計など多岐にわたっている。53年の主な活動状況をみると第1-1-6表のとおりとなっている。

第1-1-6表 保健所の主な活動状況(53年)

217							
業	粉		全	国	数	1 保	健所平均
(個別, 集	は団延べ開催回	可数		333	,442		389
健康診断骨診	延べ人	数		14,078	,165		16,408
四三四四四 (妊	産	婦		693	, 494		808
母子保健指導 乳	幼	児		2,365	,276		2,757
保健姆訪問延	長べ世帯	数		1,317	,063		1,535
四别,	集団 延 ベノ	員		4,428	,351		5, 161
栄養改善指導 /施		設		123	,345		144
衛生教育	相催回	数		210	,745		246
医擦社会事業	* 取 扱 実	数		78	,918		92
環境衛生監視指	4 延施部	数数		820	,420		956
食品衛生監視指	事 延 施 影	数数		3,443	,078		4,013
試 験 検	査 件	数		20,399	,047		23,775

第1-1-6表 保健所の主な活動状況(53年)

資料:厚生省統計情報部「保健所運営報告」

保健所には,医師,歯科医師,薬剤師,保健婦,獣医師,診療放射線技師,栄養士,臨床検査技師などの職員が配置 されており,54年4月現在その全国総数は約3万5,000人である。

近年,住民の保健需要は多様化,高度化してきており,地域保健計画の策定,情報の管理,環境監視,試験検査等について,保健所の機能強化が要請されている。

厚生白書(昭和54年版)

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第3節 地域保健 3 地方衛生研究所

地方衛生研究所は,都道府県及び政令市の試験研究の中核機関として,保健衛生行政に必要な試験検査,調査研究,技術者の研修などを行っており,54年6月現在全国に68か所設置されている。

近年,食品及び家庭用品の安全性,伝染病対策のためのサーベイランスの必要性等の問題が重大になってくるに伴い,地方衛生研究所の果たす役割はますます重要になっている。このため,51年9月,事務次官通知により設置要綱を改正し,地方衛生研究所の業務として,新たに公衆衛生情報の解析提供を加えるなどして,時代の新しい要請に即応した体制の整備を進めているところである。

地方衛生研究所の施設については42年度から,重要設備については48年度から,それぞれ年金積立金還元融資の対象となり,施設,設備の充実が図られている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第3節 地域保健 4 市町村保健センターの整備

地域住民が気軽に健康相談,健康教育,健康診査等を受けることができるようにするとともに,住民自らが健康に対する自覚を深め,住民の自発的な健康づくり活動を行うための拠点として,53年度から新たに市町村保健センターを整備しており,53年度に全国で88か所の整備を行った。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第3節 地域保健 5 保健婦の活動

53年末における保健婦の就業者数は,1万7,016人で第1-1-7表のとおりである。このうち保健所の7,437人と市町村保健婦の7,226人,計14,663人が地域保健活動に従事しており,保健婦1人当たりの人口は8,000人弱になっている。

第1-1-7表 就業先別保健婦数(53年末)

		第1	_	1 –	- 7	表	就業先別	保健姆数(53年末)
総						ž	· 文	17,016
保	健 姆:	学校お	ľ	Ų.	袭	成员	斤	175
保		健				7	斤	7,437
	[797	内		9	b	3	务	7,048
	क्ति	町	村		駐	7	E	[389
市		町丁				ŧ	†	7,226
摛	5	き・診		療		Ē	f	890
事		桨				7	f	875
そ		0				f	b	413

資料: 厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」(速報)

保健婦の年齢構成(52年)をみると,20歳代28.9%,30歳代18.5%,40歳代22.0%,50歳代は30.6%となっており,50歳以上が一番多い現状は,今後需給面での配慮が特に必要となろう。

保健婦は,健康相談,衛生教育及び家庭訪問による看護指導等幅広い活動をしているが,地域保健から学校保健,産業保健など,ライフサイクルをカバーし,総合的体系的施策としての国民健康づくりに果たす保健婦の役割は,今後ますます重要になってくるものと考えられる。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第4節 結核及びその他の伝染病 1 結核

我が国の結核事情は,予防対策の進展,化学療法を中心とする治療法の進歩,公衆衛生及び国民生活の向上等によって戦後著しく改善されてきた。53年の結核死亡者数は8,261人,死亡率人口10万対7.2,死亡順位は11位である。

死亡率を年齢階級別にみると,0~19歳では人口10万対0.0~0.1であるのに対し,70歳以上では49.6~81.9であり,かつて青年層でみられた高い山は消失し高年齢層に高い先進国型となっている(第1-1-3図)。しかし,欧米諸国はオランダ1.5,アメリカ1.6(いずれも1975年)と我が国よりはるかに低い結核死亡率となっている。

第1-1-3図 年齢階級別結核死亡率(主要年次)

53年1年間に新しく保健所に登録された結核患者数は8万629人(り患率:人口10万対70.0),そのうち感染性肺結核は2万5,425人であった。53年末の結核登録者数は56万1,873人,そのうち活動性患者は31万1,188人(有病率:人口10万対270.2)となっている。

結核については,結核予防法に基づき,健康診断,予防接種,患者管理,医療の一貫した対策が推し進められている。

健康診断については,53年には学校長,事業者,市町村長等が行う定期の健康診断としては,ツベルクリン反応検査535万人,エックス線間接撮影2,570万人が,患者家族等に対して都道府県知事等が行う定期外の健康診断としては,間接撮影112万人,直接撮影16万人がそれぞれ実施された。また,結核の発病を未然に防止す

厚生白書(昭和54年版)

るための予防接種としては,53年は223万人に対してBCG接種が行われた。患者管理は,感染源対策として 非常に重要であり,その一環として53年に実施された保健婦の訪問指導は約41万件であった。結核予防法 による医療費の公費負担としては,53年の一般患者の公費負担承認件数は約26万件であり,命令入所患者は 53年末で約2万9,000人であった。

以上のような対策によって,我が国の結核事情は大いなる改善をみたが,53年に行った結核登録者調査においても患者家族の乳幼児への感染が多いなどの問題が明らかにされており,今後は,感染の危険の高い者に重点を置いて検診を効率的に行うとともに,いわゆるサーベイランス体制の強化によって,患者管理の充実を図る等,結核の根絶を目ざしてきめ細かい対策を根気よく続ける必要がある。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第4節 結核及びその他の伝染病 2 急性伝染病

(1) 急性伝染病の推移

我が国における各種伝染病は医学の進歩,生活環境の改善,衛生思想の向上等により,発生状況,症状,経過等その態様に著しい変化がみられる。第1-1-8表に示すように, i 群のうちコレラについては,52年6月和歌山県有田市の集団発生以降数十件のコレラ患者の発生があったが,特に53年3月末には,神奈川県鶴見川流域での河川水等からのコレラ菌検出事件があり,また,53年11月には,東京都台東区池之端文化センターでの集団発生があった。マラリア患者の発生はほぼ横ばい状態である。痘そうは世界から根絶される日は近い。 ii 群に属する疾病のうち百日せき,麻しんは52年に比べて増加しており,今後ともその制圧に努力を要する。その他の疾病については,横ばいないし,減少の傾向にあるが,インフルエンザは,その発生数において依然大きな流行をみている。

第1-1-8表 伝染病患者数,り患率,死亡者数及び死亡率

分	類	伝 染 病 名	種 別		患 者	最	多 発	年 (25年以	準)		53	年	
77	794	A X 16 4	186 200	年 次	患者	数	り患率	死者数	死亡率	患者数	り患率	死者数	死亡率
		ョ レ ラ	法	52		29	0.0	1	0.0	34	0.0	1	0.0
		痘 そ う	"	26		86	0.1	12	0.0	_	_		_
		発しんチッス	"	25		938	1.1	68	0.1	_	_	· -	_
		~ , ,	"	_		_	_	_	_	_	J -	-	_
1	群	ラッサ熱	指	_			_	_	_	_	-	_	_
		狂 犬 病	届	25		57	0.1	63	0.1	_	_	-	_
		マラリア	"	25		1,016	1.2	73	0.1	23	0.0	4	0.0
		黄 熱	"	-		_	-	-	_	_	_	_	_
		回 帰 熱	"	_			_		_	_	_	_	
		赤 痢	法	27	11	1,709	130. 1	13,585	15.8	1,037	0.9	4	0.0
		腸チフス	"	25		4,883	5.9	630	0.8	385	0.3	1	0.0
		パラチフス	"	25		1,711	2.1	80	0.1	123	0.1	-	_
		しよう紅熱	"	29	1	9,861	22.5	87	0.1	3,733	3.2	_	-
		ジフテリア	"	31	1	8,395	20.4	980	1.1	69	0.1	_	-
		流行性脳符隨膜炎	"	25		1,193	1.4	367	0.4	28	0.0	3	0.0
		日 本 脳 炎	"	25		5, 196	6.2	2,430	2.9	75	0.1	49	0.0
п	群	急 性 灰 白 髓 炎	指	35		5,606	6.0	317	0.3	_	-	-	- ,
_		インフルエンザ	届	32	98	3,105	1,079.3	7,735	8.5	119,812	104.0	707	0.6
		炭 そ	"	40		22	0.0	_	-	_	_	-	
		伝 染 性 下 痢 症	17	26		1,520	1.8	13	0.0	4	0.0	-	_
		百日七岁	"	25		2,796	147.6	8,426	10.1	9,626	8.4	32	0.0
		ましん	"	26		1,866	215.0	9,036	10.7	34,305	29.8	181	0.2
		破 傷 風	"	25		1,915	2.3	1,558	1.9	74	0.1	63	0.1
		つつが虫病	"	25		116	0.1	5	0.0	61	0.1		_
		フィラリア病	. "	37		1,536	1.6	31	0.0	1	0.0	11	0.0

資料:厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」(患者数), 「人口動態統計」(死 者数)

(注) 1. 法:法定伝染病(伝染病予防法第1条第1項)

指:指定伝染病(伝染病予防法第1条第2項) 届:届出伝染病(伝染病予防法第3条の2)

2. I群 我が国に常在しない伝染病

Ⅱ群 (注)1の伝染病でⅠ群以外の伝染病

53年のり患率及び死亡率は、総理府統計局の53年10月1日現在推計人口1 億1,517万4,000人により計算した。

(2) 防疫対策の展望

前述のとおり,我が国の伝染病はその発生状況,症状,経過等に著しい変化がみられ,現在の伝染病対策は,従来の発生時中心の考え方から平常時防疫対策を強化する方向で新しい方法論を導入した事業が取り入れられてきている。

ア 伝染病流行予測調査

本調査は伝染病流行要因としての感染源の状況,免疫保有状況,生活環境などについて調査し,これらの情報を総合的に分析することによって,将来の伝染病の流行を予測し,今後の伝染病対策の方向を探るのに役立てようと37年度から国の事業として実施されてきた。53年度には急性灰白髄炎,ジフテリア,インフルエンザ,日本脳炎,風しん,百日せき,麻しんの7疾病について調査が行われ,貴重な資料を提供している。

イ 血清情報管理室

血清情報管理室は,人の血清を集めて,血清中の伝染病に対する抗体価を検査することにより得られる血清疫学情報の収集管理を行うとともに,検査後の血清を超低温で長期間保存し,将来必要に応じてその血清の検査を行う施設である。今後これらの資料は伝染病の免疫状況のは握,予防接種の効果判定及び法定・届出伝染病以外の感染症の流行状況のは握など防疫対策に重要な役割を果たすことが期待される。

ウ 不明疾患対策

疾病構造及び生活環境の変化などに伴って,原因不明の疾患の発生が問題となってきている。これらのうちには,感染性の病因によると疑われるもの,あるいは環境汚染物質に起因すると考えられるものなどがあるが,いずれにしてもその原因を追求し,早急に対策を講じていく必要に迫られている。そこで48年9月以来,公衆衛生局保健情報課が不明疾患に関する情報の窓口として一元的に情報を収集し,更にこれを分析し,必要に応じ関係各省庁各部局に情報を提供し,迅速な対応を図っている。

厚生白書(昭和54年版)

工 国際保健対策

近年,国際的な経済活動や観光目的の出入国者が増加しているが,そのため従来予測しなかった疾病が国内に発生する可能性が生じてきた。51年3月ラッサ熱患者との接触者が入国し,我が国は急きょラッサ熱を指定伝染病に指定する措置をとった。またラッサ熱等の患者発生に備え,患者を隔離収容するための特殊感染症高度安全病棟が,54年3月完成し,更に,検査施設としての特殊感染症高度安全検査室を建設するなどの対策を進めている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第4節 結核及びその他の伝染病 3 予防接種対策

予防接種は,疾病に対して免疫の効果を得させることにより,疾病の発生及びまん延を予防するために行われており,伝染病対策の大きな柱となっているが,53年には,定期の予防接種としてジフテリア1期110万人,2期74万人,3期115万人,百日せき1期87万人,2期51万人,急性灰白髄炎148万人,風しん58万人が実施された。また,同年10月から新たに麻しんが定期の予防接種の対象とされた。

予防接種による健康被害については,52年2月に法律に基づく救済制度が発足し,医療費,医療手当,障害児養育年金,障害年金,死亡一時金及び葬祭料が給付されている(53年度末救済件数362件)。

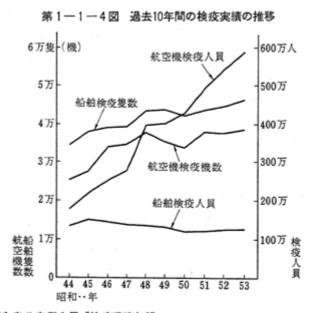
第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第4節 結核及びその他の伝染病 4 検疫

(1) 検疫体制の現状

国際交通を介して国内に常在しない伝染病の病原体が我が国に侵入するのを防止するため,全国の主要海空港に検疫所を設置している(54年4月現在,96か所,781人)。

53年の検疫実績は,船舶では4万5,748隻(うち無線検疫船舶数は約35%に当たる1万6,062隻)で検疫人員 122万3,026人,航空機では3万7,455機で検疫人員576万6,315人であり,特に航空機による来航者数が年々 着実に延びている(第1-1-4図)。このほか申請業務では,船舶のねずみ族駆除等が1万2,108件,船員及び海外 渡航者に対する予防接種が16万9,227件であった。

第1-1-4図 過去10年間の検疫実績の推移



資料:厚生省公衆衛生局「検疫業務年報」

一方,当該伝染病の国内への侵入及びまん延を防止するため,海空港地域内のねずみ族,昆虫等の駆除に努めている。

(2) 痘そう根絶

WHOの痘そう根絶計画が成功し,52年10月26日のソマリアでの発生を最後に,人から人への感染例報告はなく,WHOは55年の世界保健総会において根絶宣言を行うことにしている。

(3) 展望

近年,国際間交通の激増及び輸送形態の変化,疾病の感染様式の変化等によりコレラの輸入例が増加している中で,53年11月の東京池之端集団コレラ事件のように疫学的に解明できないコレラの国内感染例が相次ぎ発生しているが,今後もこのような侵入又は発生の危険性が考えられるため,国内防疫とますます密接な連携を保ちつつ輸入食品からの侵入も考慮した総合的な伝染病侵入防止対策を推し進めている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第4節 結核及びその他の伝染病 5 性病

性病患者の動向は第1-1-9表に示すように,おおむね減少の傾向にある。性病対策は,性病のまん延を防ぐため,患者の届出を関係医療機関に促すとともに,婚姻時,妊娠時における梅毒血清反応検査を公費負担で実施している。その他一般国民に対しては,性病の健康診断の普及を図るため,都道府県を通じて,青年団,婦人団体,学校,職場などにおいて健康診断の趣旨の徹底及び実施に努力している。また,これらの健康診断により発見された性病患者に対しては,できるだけ早期に適正な医療が行われるよう指導している。

第1-1-9表 性病届出患者数の年次別推移

		総数	梅毒	淋 病	軟性下かん	そけいリンパ 肉芽しゅ症
32	年	106,447	18,011	86,195	人 2,216	人 25
35		19,086	10,126	8,736	214	10
38		10,154	5,761	4,166	221	
41		18,071	10,821	6,951	288	11
44		17,641	7,767	9,645	226	
47		12,707	5,449	7,097	157	4
48		12,795	5,281	7,375	138	1
49		10,340	4,165	6,047	126	2
50		8,860	3,635	5,127	97	1
51		8,392	3,284	5,037	69	2
52		7,949	3,026	4,858	63	2
53		8,083	2,874	5,130	76	3

第1-1-9表 性病届出患者数の年次別推移

資料: 厚生省統計情報部「伝染病及び食中毒統計」

(注) 48年から沖縄県分を含む。

性病についての正しい知識の普及啓もう活動の一環として,総理府を中心として行われている社会の風紀環境を浄化する運動に併せて性病予防思想の徹底図っている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第4節 結核及びその他の伝染病 6 らい

我が国のらい患者数は,47年の沖縄県の本土復帰に伴って,一時的に増加したが,その後,年々減少の傾向を示している。53年末の患者数は9,881人で,有病率は人口10万対8.7,53年の新届出患者数は61人(うち沖縄県42人)である(第1-1-10表)。

らい患者の多くは,国立療養所(13か所)と私立療養所(3か所)において療養生活を送っているが,これらの患者の大部分は感染源とならない患者であり,社会復帰を望んでいる。しかし,社会の偏見は依然として強く,国民の理解も十分とは言い難いため,社会復帰の大きな障害となっている。このため,らい療養所退所者の職業指導及び自立を図るための就労助成金の支給を行うほか,「らいを正しく理解する週間」の実施,らい予防全国大会等各種の社会復帰対策及び啓もう普及運動を進めている。

第1-1-10表 らい患者数、病床数及び届出患者数の年次推移

अस ।	1 10-00 5	74、心心相致,	州床致及び	油田忠有奴	の平火推移	
	患	者	数	有病率	ate etc Mile	展 出
	総 数	入 所	在 宅	(人万分)	病床数	患者数
明治 33 年	30,359			65.8		
大正 8	16,261	1,491	14,770	29.8	1,430	
昭和 5	14, 261	3, 261	11,000	22.1	3,333	
15	15,763	9,190	6,573	21.8	9,078	
25	11,094	8,325	2,769	13.3	8,890	604
35	11,589	10,645	942	12.3	14,260	256
40	10,607	9,874	733	10.7	13, 230	125
45	9,565	8,958	607	9.2	13,217	47
50	10,199	9,166	1,033	9.2	14,020	83
51	10,091	9,038	1,053	8.9	13,617	67
52	9,976	8,913	1,063	8.7	13,388	64
53	9,881	8,827	1,054	8.7	13, 189	61

第1-1-10表 らい患者数、病床数及び居出患者数の年次維致

資料: 厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」「医療施設調査」 (注) 15年以前及び47年以後には沖縄県分が含まれている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第5節 成人病 1 概説

我が国の死因の順位を見ると,第1-1-11表のとおり26年にそれまで長い間首位を占めてきた結核に代って脳卒中が第1位となり,33年には第1位脳卒中,第2位がん,第3位心臓病の順位となり,以来現在までこの順位が続いている。これら3疾患は,一般に成人病と呼ばれているが,結核等の伝染病による死亡者の割合が減少したのに対し,成人病による死亡者の全死亡に占める割合は増加の一途をたどっている。

第1-1-11表 死因順位の年次変動

第1-1-11表 死因順位の年次変動

(死亡率:人口10万対)

	第 : 位		第 2 位		第3位		位	位 第 4		4	位	第 5		位			
	死因	1	死亡率	列	因	死亡率	列	3	因	死亡率	39	3	因	死亡率	死	因	死亡等
昭和10年	結核	亥	190.8	肺	炎	186.7	胃	腸	炎	173.2	脳	卒	中	165.4	老	38	ξ 114.
. 15	"	ł	212.9		"	185.8	脳	卒	中	177.7	胃	腸	炎	159.2		11	124.
22	"	ı	187.2		11	174.8	W	肠	炎	136.8	脳	卒	中	129.4		11	100.
25	"	ı	146.4	脳	卒中	127.1	肺如	炎区管理	\U.	93.2	胃	腸	炎	82.4	が	Å	77.
26	脳卒F	Þ	125.2	結	核	110.3	300	"	CJK	82.2			٨	78.5	老	3	₹ 70.
28	"	į	133.7	3:	N	82.2	老		疲	77.6	師何	炎型を	びが	71.3	結	极	66.
30	"	ı	136.1		17	87.1		17		67.1	Ĉ	厳	病	60.9		"	52.
33	"	ı	148.6		"	95.5	0	臓	病	64.8	老		衰	55.5		を及び **支ぎ	
35	"	i	160.7		11	100.4		11		73.2		11		58.0		11	49.
40	"	1	175.8		tr	108.4		"		77.0		11		50.0	牵	ŧ	ζ 40.
45	"	ł	175.8		fr .	116.3	4	11		86.7	4		故	42.5	老	3	38.
49	"	ł	163.0		n	122.2	2	"		89,8	L	N		33.0	師多	と及び	32.
50	"	į	156.7		tr	122.6		11		89.2	肺	炎及	びが	33.7	*	i X	30.
51	"	ı	154.5		Ŋ	125.3	3	11		92.2		B >	. 3/4	32.6		11	28.
52	"		149.8		**	128.4	ł.	11		91.2		Ŋ		28.6		11	26.
53	"		146.2	1	Ŋ	131.3	3	11		93.3	ě	II.		30.3		11	26.

資料:厚生省統計情報部「人口動態統計」

成人病は40歳代から急激に増加しており、これらの年代が社会的にも家庭的にも重要な位置にある人々であるだけに成人病予防は国民保健上特に重視すべき課題となっている。

これら成人病については,各方面で研究が進められているが,いまだに全ぼうが解明されるまでには至っておらず,早期発見,早期治療,早期管理が対策の大きな柱となっており,総合的健康管理体制の中に位置づけられた検診体制の強化が必要とされている。このような背景を踏まえ,(1)予防思想の啓もう普及,(2)健康診断の実施,(3)専門医療機関の整備,(4)専門技術者の養成訓練,(5)研究の推進に重点を置いたがん対策及び循環器疾患対策が強力に進められているところである。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第5節 成人病 2 がん

がんによる死亡者は,53年には約15万人を数え,総死亡の21.6%を占め,ことに働き盛りの30歳から69歳の年代では死因順位の第一位を占めている。我が国では,男女とも胃がんが圧倒的に多く,次いで男では肺がん,女では子宮がんが多く,諸外国とは様相をやや異にしている。肺がんは諸外国に比べ少ないとはいえ,近年急激に増加しているが,長期の多量喫煙者の発生ひん度が非喫煙者より高いことが明らかにされている。これに反し,胃がん,子宮がんはこのところ減少傾向をみせている。

がん診断法の開発と治療法の進歩は,がんの早期発見,早期治療の効果を高めつつあり,それゆえ,早期発見のための健康診断の重要性は一段と大きくなっている。厚生省は,41年度から胃がん検診車,42年度から子宮がん検診車の整備費と運営費の補助を行ってきたが,53年度からは新たに,医療機関における子宮がんの集団検診にも補助を行い,検診の普及と検診能力の強化を図っている。52年度における胃がん検診車による受診者数は約317万人,子宮がん検診車等による受診者数は約187万人であった。

精密検査及び治療のための施設については,国立がんセンターを中心として全国的にがん治療施設を整備することとし,全国を9ブロックに分け各ブロックに地方がんセンターを,また47年度までに全国に161か所のがん診療施設を整備し,更に48年度からはがん診断機能に重点を置いた診療施設の整備を計画的に行っている。

医師,診療放射線技師,臨床検査技師等専門技術者の養成訓練については,医療技術者研修を41年度から,集団検診技術者の研修を42年度からそれぞれ実施している。

がん研究については、54年度には73課題について15億2,000万円を助成し、研究の推進を図っている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第5節 成人病 3 循環器疾患

我が国の三大死因の第1位,第3位は,脳卒中,心臓病といった循環器疾患で占められており,53年の脳卒中による死亡者は約16万7,000人,心臓病による死亡者は約10万7,000人を数え,両者合わせると総死亡の39.4%となっている。

欧米諸国では,心臓病による死亡が脳卒中による死亡より多く,特に心臓病による死亡は我が国の3~4倍にも達している。しかし,我が国においても,近年,心筋硬塞などの虚血性心疾患による死亡が増加しつつある。

我が国の循環器疾患対策は最も大きな危険因子である高血圧症の早期発見,脳卒中の予防に主眼が置かれ実施されている。循環器疾患の検診事業は近年急速に普及し,52年度には約792万人が集団検診を受けている。48年度からは市町村が行う循環器疾患早期発見のための基礎的な健康診断に対して国庫補助を行っており,52年度より,更に各県3か所程度を循環器疾患予防重点地区とし,高血圧者などに対して心電図検査,眼底検査を行い,併せて集団及び個別の保健指導等による事後管理を強化し,脳卒中の予防を図ることとしたが,54年度はこの重点地区数を各県4か所程度に増加したところである。

循環器疾患に対する治療,研究,研修などの体制の整備が今後の課題であるが,その中核となる国立循環器病センターが52年度に開設された。

循環器疾患に関する研究については,54年度2億3,000万円の循環器病研究委託費を計上して,研究の推進を 図っている。

循環器疾患の予防技術者研修は、42年度から保健婦を対象に実施している。

高血圧の発生ひん度が高く,かつ医療機関の少ない農村の成人病対策の一環として,45年度から衛生教育,健康診断,保健指導等に当たる健康管理指導車を厚生農業協同組合連合会等に配置し,整備費,運営費の補助を行っており,更に48年度からは農村検診センターを整備するなど健康管理の強化を図っている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第6節 精神衛生 1 精神衛生行政の動向

精神衛生行政は,25年に精神衛生法が制定されて以来,国民の精神的健康の保持及び向上を図ることを目的 とし,精神障害者等の医療及び保護を行い,更に,その発生の予防に努めるため,各般の施策が講ぜられてい る。

精神障害者等の医療及び保護の充実を図るための施策としては,都道府県及び非営利法人の精神病院(精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。)設置に対する国庫補助,措置入院患者の医療費の全額公費負担,通院患者の医療費の半額公費負担があり,更に40年代半ば以降は,特に老人,アルコール中毒者等のための専門病床の整備と回復途上にある精神障害者の社会復帰を目的としたディ・ケア施設及び精神障害回復者社会復帰施設の整備が図られている。また,精神障害という病気の特殊性にかんがみ,とりわけ精神障害者等の人権確保を根底に置いた施策が必要とされる。このため,精神病院の管理運営の適正化を徹底するための精神病院に対する実施指導監査,精神病院入院患者の病状審査等が実施されている。

近年においては,精神障害者等の早期発見,早期治療,社会復帰という一連の過程が有機的,かつ,組織的に行われるように行政上の配慮をするとともに,精神障害者等が地域の中で社会生活を送りながら治療を進めた方が治療上も社会復帰のためにも有効であるという,いわゆるコミュニティ・ケアの考え方の下で各地域でとに保健所,精神衛生センター等を中心とした地域精神衛生活動の充実が図られている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第6節 精神衛生 2 医療と社会復帰対策

我が国の精神病床数は逐次増加しており,53年12月末現在で29万5,194床,人口1万対25.7床である。また同時期における在院患者数29万8,108人であり,病床利用率はほぼ100%となっている。

医療費については,52年度の精神障害医療費推計額は,5,853億円で,同年度の国民医療費推計額の6.8%を占めている。この精神障害医療費推計額の負担区分をみると,公費負担分は3,174億円で54.2%,保険者負担分は2,283億円で39.0%,患者負担分は396億円で6.8%である。なお,公費負担分は,精神衛生法及び生活保護法等によって負担されているものである。

このうち精神衛生法によって国庫負担されているものは第1-1-12表のとおりである。精神衛生法第32条による「通院医療公費負担制度」の活用は年々伸びており,53年度末には約14万人が本制度の適用を受けている。また,同法第29条による措置入院患者数は年々減少の一途をたどっており,53年度末には約5万2,000人となっている。

第1-1-12表 精神衛生法による医療費国庫負担(予算額)

		50年度	51	52	53	54
通院医療費	子算額(百万円)	2,298	2,793	3, 153	3,854	4,334
通院医療費 (法第32条)	予算額指数	100	122	137	168	189
入院医療費(法第30条)	予算額(百万円)	81,435	81,691	74,622	79,345	83,359
(法第30条)	予 算 額 指 数	100	100	92	97	102

第1-1-12表 精神衛生法による医療費国庫負担(予算額)

厚生省公衆衛生局調べ

また,精神障害者の社会復帰を促進するための施設については,国庫補助で現在5か所整備されているが,試験的な段階であり,施設の性格等検討を要するものがある等の理由から伸び悩んでいる。このため社会復帰施設の性格づけについて中央精神衛生審議会(現公衆衛生審議会精神衛生部会)に諮問された。その結果,53年4月に医療施設における社会復帰活動の充実と医療施設外の社会復帰施設の整備,特に生活の場を提供し,併せて社会適応に必要な生活指導等を行う施設の整備等についての意見具申が行われた。この中間報告を受けて54年度より新たに「精神衛生社会生活適応施設」の整備を行うこととしている。

なお,54年度から新たに国立精神衛生研究所において精神科デイ・ケア従事者研修を実施し,デイ・ケア医療の充実を図ることとしている。

酒害予防対策については,適正飲酒の普及,アルコール中毒に関する相談指導,医療の充実及び再発防止のための対策を総合的に行っている。特に,54年度から新たに12か所の精神衛生センターにおいて酒害相談事業を実施することとしている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第6節 精神衛生 3 地域精神衛生活動

地域における精神衛生活動は,保健所,精神衛生センター,医療機関等と関係団体等との協力の下に展開されている。

保健所における地域精神衛生活動は,精神衛生相談,訪問指導,精神衛生知識の普及,精神衛生関係機関との連絡・協調等を中心に展開されている。このうち,精神衛生相談及び訪問指導の状況については,その件数が41年当時に比べ,それぞれ約3.4倍,5.0倍と大幅な増加をみている。

なお,精神衛生相談,訪問指導の業務に従事する精神衛生相談員等の職員については,53年度においても,都 道府県において保健婦を対象とした講習会が開催され,これらの業務に当たる職員の充実及び資質の向上 が図られた。

また,50年度から保健所における精神衛生に関する業務の一環として,回復途上にある精神障害者等の社会復帰の促進を図ることを目的として社会復帰相談指導事業を行っている。

精神衛生センターにおける地域精神衛生活動は,精神衛生センターが都道府県を単位として設置され,当該都道府県における精神衛生に関する総合的な技術センターであるところがら,保健所等の関係機関に対する技術的な指導援助及び保健所の職員に対する研修,精神衛生知識の普及,精神衛生相談並びに訪問指導のうち複雑困難な事例についての相談,指導等を中心に行っている。また,大部分の精神衛生センターにおいては,デイ・ケア活動も行っている。53年度末現在,精神衛生センターは全国の37都道府県に設置されている。

今後,地域精神衛生活動の推進に当たっては,保健所,精神衛生センター,医療機関と関係機関・団体等との連携をより緊密化することが必要とされてい。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第7節 難病対策 1 難病対策の推進

原因が不明であって,治療方法が確立されていない,いわゆる難病については従来から各種の対策を講じてきているが,難病患者の置かれている困難な状況にかんがみ,難病患者に十分な医学,医療の進歩の恩恵を浴させ,もってその福祉の向上を図ることを主眼として,対策を推進している。

難病対策は47年策定の難病対策要綱に基づいてなされており,その対象となる難病の範囲は以下二つのカテゴリーに整理されている。

- (1) 原因不明,治療方法未確立であり,かつ,後遺症を残すおそれの少くない疾病
- (2) 経過が慢性にわたり,単に経済的な問題のみならず,介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く,また精神的にも負担の大きい疾病

なお,寝たきり老人,がんなど,既に別個の対策の体系が存するものについては,この対策の対象から除外される。

以上に基づき現在対策の対象としているものは,主として上記(1)のカテゴリーに属する特定疾患,主として上記(2)のカテゴリーに属する小児慢性特定疾患進行性筋萎縮症,腎不全(人工透析患者)重症心身障害児及び小児異常行動である。

次に対策を進める方法は以下のように,調査研究の推進,医療機関の整備と要員の確保及び医療費の負担の軽減が三つの柱となっている。

(1) 調査研究の推進

特定疾患については,多数の調査研究班を組織して成因,治療及び予防に関する総合的な研究を実施している。人工透析については主として新医療技術研究により研究を推進し,小児慢性特定疾患及びその他の疾患については,児童の心身障害発生防止の観点から,それぞれ大型研究チームにより研究を推進している。

(2) 医療機関の整備と要員の確保

難病患者に対する診療機能を向上し,併せて研究を促進し,また関係者の研修に資するため,国立医療施設に 要員を確保し,難病病床,研究部門などの整備を行っている。 厚生白書(昭和54年版)

(3) 医療費の負担の軽減

患者の診療と調査研究の促進を図るため特定疾患治療研究事業という形で特定疾患患者の医療費の自己 負担分を公費で負担しており、また小児の長期療養に係る経済的負担の軽減を図るため小児慢性特定疾患 治療研究事業を実施している。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第7節 難病対策 2 特定疾患対策

難病対策のうち,ベーチェット病,全身性エリテマトーデス等の特定疾患については,47年度から調査研究及び治療研究事業を実施している。

(1) 調査研究対象疾患については,47年度から50年度までに,ベーチェット病,多発性硬化症,全身性エリテマトーデス,重症筋無力症,再性不良性貧血等40疾患が対象とされていた。

これに伴い,調査研究費補助金も47年には2億2,000万円であったが,50年度8億8,000万円まで増額され,各疾患について全国的な調査研究が推進された。51年度は,これらの疾患別研究班のうち,3~4年の研究期間を経たものからその研究成果の評価と研究課題の調整を行った結果,ベーチェット病,脱髄疾患,異常運動疾患など35疾患別研究班と自己免疫疾患に関する研究,膠原病の治療に関する研究,神経筋疾患のリハビリテーションに関する研究など8つのテーマ別研究班とからなる43の研究班に再編成し過去4年間にわたる調査研究を一層組織的に発展させた。これに引き続き54年度も同様に新しい疾患及び研究テーマを取り入れるとともに研究班の一部の評価調整を経て再編成し,24の疾患別研究班,19のテーマ別研究班により調査研究を進めている。

調査研究費補助金は,53年度11億5,000万円から54年度13億2,000万円に増額された。

(2) 医療費自己負担分が公費で負担される治療研究対象疾患については,47年度から53年度までにベーチェット病,重症筋無力症,全身性エリテマトーデス,スモン,多発性硬化症,再性不良性貧血,サルコイドージス,筋萎縮性側索硬化症,強皮症,皮膚筋炎及び多発性筋炎,特発性血小板減少性紫斑病,結節性動脈周囲炎,潰瘍性大腸炎,大動脈炎症候群,ビュルガー病,天疱瘡,劇症肝炎,脊髄小脳変性症,クローン病,悪性関筋リウマチ,パーキンソン病の20疾患がその対象疾患になっていた。54年10月から新たにアミロイドージスを追加し,計21疾患が医療費の自己負担分を公費で負担する対象疾患となっている。予算額は53年度17億2,000万円から54年度20億3,000万円に増額された。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第8節 原爆被爆者対策

20年8月広島,長崎に投下された原子爆弾に被爆し,被爆者健康手帳の交付を受けている被爆者に対しては,原爆医療法及び原爆特別措置法に基づく法定措置を中心として各種の健康と福祉に関する措置を講じている。

54年3月末現在,被爆者健康手帳の交付を受けている者の数は37万594人である。

原爆医療法による措置としては,被爆者の健康診断と医療の給付を行っている。健康診断は,被爆者の健康 状況をは握し,適切な指導を通じてその健康の保持と向上に資することを目的とするものであり,現在年2 回(希望により更に2回)実施している。医療保障の面では,原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の 状態にあり,現に医療を要するという厚生大臣の認定を受けた者に対し,全額国費でその認定を受けた負傷, 疾病についての医療を給付するとともに,全被爆者について,認定を受けた負傷,疾病や遺伝性又は先天性疾 病等を除く一般疾病に要した治療費のうち社会保険等の給付のない部分を国費で負担している。

原爆特別措置法による措置としては、被爆者の今なお置かれている特別の状態に着目して、その福祉の向上を図るため各種手当等を支給しており、54年7月末現在、特別手当(原子爆弾の傷害作用に起因するという厚生大臣の認定を受けた負傷又は疾病の状態にあるか否かの区別に応じ月額3万3,000円又は1万6,500円),健康管理手当(月額1万6,500円),保健手当(月額8,300円),医療手当(医療を受けた日数等に応じ月額1万8,500円又は1万5,000円),介護手当(費用を支出して介護を受けた日数等に応じ月額2万9,000円,2万1,750円若しくは1万4,500円,重度の障害者が費用を支出しないで介護を受けた場合は月額6,250円)及び葬祭料(7万4,000円)の支給が行われている。

また,これらの法律に基づく措置のほか,原爆病院の設備整備,被爆者養護老人ホーム等の運営,被爆者に対する家庭奉仕員の派遣,原爆被災復元調査,原爆症調査,原爆小頭症手当(月額3万円)の支給等の施策が行われている。

なお,54年度においては,各種手当等について,54年6月支給分から所得制限を緩和するとともに,同年8月から特別手当を月額6万円又は3万円に,健康管理手当を月額2万円に,保健手当を月額1万円に,医療手当を月額2万2,000円又は2万円に,介護手当を月額3万円,2万2,500円,1万5,000円,8,000円に葬祭料を8万円に引き上げ,原爆者対策の一層の充実を図ることとした。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第9節 歯科衛生とその他の公衆衛生施策 1 歯科衛生

(1) 歯科疾患の概要

我が国における歯科衛生の現状をは握し,今後の歯科保健対策を策定するため,32年から6年ごとに過去4回歯科疾患実態調査を行ってきた。

50年11月に実施した第4回調査によれば,むし歯の有病者率は,乳歯(1~15歳)では平均62.6%,永久歯(5歳以上)では85.5%,乳歯永久歯(5~15歳未満)では97.2%であり,他の疾患に類を見ない高率を示している。

乳歯,永久歯ともむし歯の有病者率は前回調査とほぼ同様であるが,その処置状況は第1回調査以降回を重ねるごとに改善されてきている。

(2) 歯科保健活動の現状

むし歯のまん延が著しく,しかも,むし歯には自然治ゆがないため治療以外にくい止める方法がなく,予防のための歯科保健対策は極めて重要である。

特に,小児のむし歯は発育期にある小児の健康に影響を及ぼすとともに,永久歯の形成にも影響があるので, その予防については,現在,母子保健法に基づいて乳幼児,妊産婦に重点を置いた対策が保健所を中心に実施 されているところである。

なお,本年5月,保健所法施行令が一部改正され,歯科医師,歯科衛生士が保健所に置かれる職員として明文化された。

この実施状況は第1-1-13表のとおりであり,乳幼児を対象とした活動が年々充実してきている。このうち,3歳児歯科健康診査の受診者は,53年で139万5,000人である。

第1-1-13表 歯科保健事業の実施状況(52,53年)

第1-1-13表 歯科保健事業の実施状況(52,53年)

(単位:人)

	総	数	妊 遵		姆	욁	幼	児	そり	り 他
	検 診 保 健 指 導	予防処置	検 診健 指	保導	予防処置	検 診健 指	保導	予防処置	検診保 健指導	予防処置
52年	2,680,884	700,094	159,	054	1,390	2,358,	922	529,700	162,908	169,004
53	2, 836, 169	631,298	157,	739	2,510	2,513,	746	505,753	164,684	123,035

資料: 厚生省統計情報部「保健所運営報告」

また,52年度からは,市町村において新たに1歳6ヵ月児の歯科健康診査を実施しており,今後の成果が期待されている。

また,歯科衛生思想の普及活動として,「歯の衛生週間」が毎年6月4日から10日まで行われている。54年度は重点目標に「歯口清掃の徹底」を挙げ,総理府の広報室を通じてのテレビ,ラジオなどの広報活動,他方各都道府県においては各種の広報活動や催物(歯磨訓練大会,展示会,講演会無料検診)などが活発に行われている。この事業に併せて,「母と子のよい歯のコンクール」が4~5歳幼児とその母親を対象として毎年行われ,53年には37都道府県の代表が中央審査に参加している。

なお,さきの50年の歯科疾患実態調査によると,毎日歯を磨く者は80.7%(1日1回53.5%,1日2回24.6%,1日3回以上2.6%)であるが,この結果を44年調査と比べると幼少年において著しく増加していることが知られる。また,フツ化物塗布を受けたことのある者は,1~15歳未満で11,2%となっている。

また,本年度から新たに歯科衛生士養成所の卒前教育の一環として,身体障害児(者)などに対する診療補助業務及び保健指導などについての技術の習得を図ることを目的として,重度の社会福祉施設などにおいて臨床実習を行うこととしており,身体障害児(者)に対する歯科保健対策に寄与することが期待されている。

(3) 今後の対策

むし歯を中心とする小児歯科疾患予防に対する総合的な体制づくりについては,51年7月小児歯科保健対策検討会を発足させ,現在鋭意検討が進められており,昨年9月の中間報告をもとに更に特殊疾患を中心に検討をしていくこととしている。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第9節 歯科衛生とその他の公衆衛生施策 2 寄生虫

近年,寄生虫病は,環境衛生の改善とともに,行政機関,民間団体等の努力によって,その対策が進展し,成果は著しいものがある。保健所運営報告によると,53年の保卵率は回虫では0,2%,十二指腸虫では0.1%,その他の寄生虫については4.1%となっており,10年前と比較すると著しい減少をみている。

日本住血吸虫病については,52年,山梨,広島,福岡,佐賀の有病地域及びその周辺地域を対象に実態調査を行った結果,大幅な患者の減少及び感染経路になる宮入貝の減少等が判明したが,なお今後も宮入貝の完全 撲滅を達成するため国の補助対象事業として溝渠のコンクリート化を進めるほか,殺貝剤の散布,住民検診 及び患者の治療などに,関係地方公共団体と一体となって努力している。

なお,沖縄県に対しては十二指腸虫病及びフィラリア病対策を国庫補助事業として推進している。

第1編 健康の確保と増進 第1章 健康の増進と疾病の予防 第9節 歯科衛生とその他の公衆衛生施策 3 優生保護

優生保護法に基づいて,優生手術,人工妊娠中絶,受胎調節の指導等に関する施策が行われている。

優生手術の実施件数は年々減少し、53年の実施件数は9,336件となった。

また,人工妊娠中絶の実施件数も年々減少し,53年には61万8,044件となった(第1-1-14表)。

第1-1-14表 優生手術及び人工妊娠中絶実施件数

優生手術件数 人工妊娠中絶件数 49 679,837 10,705 50 10,100 671,597 51 9,453 664, 106 52 9,520 641, 242 9,336 618,044

第1-1-14表 優生手術及び人工妊娠中絶実施件数

資料:厚生省統計情報部「優生保護統計報告」

受胎調節については,従来から受胎調節実地指導員によって受胎調節の実地指導が行われており,また,保健所,優生保護相談所,母子健康センター等において,受胎調節に関する知識の普及相談が行われている。なお,受胎調節実地指導員は,55年7月31日までの間,実地指導に際して受胎調節のために必要な医薬品を販売することができることになっている。